

## 催し開催時の防火安全チェックシート

佐倉市八街市酒々井町消防組合

### 1 消火器の準備及び発災時の対策等について（テント・電源等）

- こんろ、調理器具、携帯発電機などを使用する場合は、変形や錆びがない消火器を準備する。粉末消火器は、容器を振るなどして薬剤の固着がないか確認する。
- ※ 消火器とは、規格省令に規定する消火器（住宅用消火器を除く。）であり、エアゾール式簡易消火具は該当しません。
- 避難通路や防火水槽・消火栓等消防水利の妨げになる場所に設営しない。
- 災害発生時の避難誘導や消防隊等の誘導について事前に担当者を定めるなど計画すること。
- 傷病人発生時における救護所を確保すること。
- 強風等で露店やテントが倒壊・飛散しないように固定すること。
- 電源は、仮設の電気を引き込み工事を実施するなど商用電源を使用する。  
(商用電源を使用できない場合は、必ず下記3をチェックしてください。)

### 2 LPガスボンベ及び対象火気器具等の取扱いについて

- ボンベは、火気から離れた直射日光の当たらない通気性の良い場所に設置する。
- ボンベは、安定した場所に転倒しないよう設置するとともに観客席等と距離を取る。
- こんろの周囲は可燃物から15cm以上、上方1m以上の距離を保つ。
- 対象火気器具等の周囲は常に整理及び清掃に努める。
- ゴムホースは適正な長さで、ひび割れ等の劣化のない専用のもを使用する。
- 対象火気器具等とホースの接続は確実にを行い、ホースバンドで固定する。
- 1本のボンベから2本以上の機器に分岐してガスを供給しない。  
(それぞれに開閉栓を設けた場合を除く。)

### 3 ガソリン等の貯蔵・取扱いについて

- ※ ガソリン等の貯蔵、取扱いを行う場合は、事前に消防署へ相談する。
- (1) 保管・取扱いの一般的な注意事項
  - ガソリン等の保管又は取扱い場所では、みだりに火気を使用しない。(ライター、たばこ等)
  - 容器は消防法令に適合した金属製容器等を使用し、キャップを確実に締める。
  - 容器は、火気や高温部から離れた、直射日光の当たらない通気性の良い床面で保管する。
  - ガソリン等を保管又は取扱う場合は、観客席等から十分に安全な距離を取る。
  - 開口前の圧力調整弁(圧抜き)の操作等は、容器の取扱説明書等に従い適正に行う。
- (2) 携帯用発電機の使用
  - 携帯用発電機の運転中の燃料補給は絶対に行わない。
  - イベント開催中は会場内での給油は行わない。やむなく給油をする場合は、周囲に火気のないことを確認し、観客席等から十分に安全な距離を取る。

※ \_\_\_\_\_部は、主催者等のチェック項目です。



# 佐倉市八街市酒々井町消防組合 火災予防条例の一部が改正されました！



京都府福知山花火大会での火災事故を受け、複数の町内自治会で共催する夏祭り等の催しに際して、以下の2項目が義務化されました。(施行日:平成26年8月1日)



## 消火器の準備

祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催し(注1)において対象火気器具等(注2)を使用する場合、消火器(注3)の準備が必要です。消火器は対象火気器具等を使用する者が準備します。



## 露店等の開設届出書を消防署へ提出

上記の催しにおいて、対象火気器具等を使用する露店、屋台その他これらに類するものを開設する場合は、その旨をあらかじめ消防署長に届けることが必要です。(注4)届出は露店等を開設するものを行います。

### (注1)多数の者の集合する催し(条例規制の対象となる催し)とは

一時的に一定の場所に人が集合することにより混雑が生じ、火災が発生した場合の危険性が高まる催しであって、花火大会のように『一定の社会的広がりを持つ催し』をいいます。

なお、以下のいずれか一つに該当する場合は『一定の社会的広がりを持つ催し』と判断します。

- ①ホームページ、ポスター等で広く催しを宣伝し参加を促している。
- ②花火大会、フリーマーケット等、集客効果が高いイベントを計画している。
- ③実行委員会形式で複数の団体が共同して実施する催し等、共催、協賛及び後援する他団体が存在する。
- ④地理的条件や客観的な状況から不特定多数の参加が予想されるもの。

～条例規制の対象とならない催しの例～※①から④の条件に該当しないことが前提です！

- ◆集合する範囲が個人的つながりに留まる場合(近親者によるバーベキューなど相互に面識がある場合)
- ◆開催主体が単一の町内自治会で、参加対象者が会員(関係者を含む)であり、開催目的が会員の福利厚生や親睦などである催し(〇〇自治会夏祭り等)

### (注2)対象火気器具等とは

液体燃料、固体燃料、気体燃料又は電気を熱源とする器具で、容易に持ち運べるものをいいます。

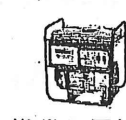
電気ポット等、消火器が不要な火気器具もありますので、ご不明な点は消防署、出張所へお問い合わせください！



調理器具



ストーブ



携帯発電機

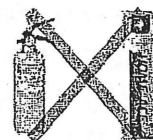
### (注3)消火器の準備について

対象火気器具等の種別や周囲の可燃物等の消火に適応とされるものを準備する必要があります。

なお、住宅用消火器やエアゾール式簡易消火器は、消火器と同等の消火性能を有しないため設置できません！



消火器



住宅用消火器・エアゾール式簡易消火具

### (注4)露店等の開設届出書について

露店等を開設する場合、消防署が事前に把握し火災予防のアドバイスを行うことを目的とします。

(露店等とは露天商に限定されず、移動販売車や市民が開設する屋台等も含まれます。)

届出書には開催日時の他、現場責任者の情報、露店や消火器の設置場所がわかる略図を添付する必要があります。届出書の様式は消防署・出張所で配布(消防組合ホームページでもご覧いただけます。)

届出後は、チェックシートに基づき事前のアドバイスを行い、必要に応じて催し当日に消防隊が現地へ出向し、安全確認を行います。



町内自治会で予定している催しが、条例の対象になるのかご不明な場合は、予防課・消防署へご相談ください！  
(対象外となった場合も、現地出向を含む火災予防のアドバイスを行います。)

消防本部予防課 ☎043-481-1217

佐倉消防署 ☎043-481-1140

志津消防署 ☎043-487-0119

八街消防署 ☎043-440-0119

酒々井消防署 ☎043-497-0119

# 火気器具取り扱い時の注意事項

## 共通事項

- (1) 火気器具等の近くには、可燃性の物品を置かないこと。
- (2) 火気器具等は、安定した不燃性の床、台又は板の上で使用すること。

## LPGガス

- (1) ボンベは、直射日光及び火気等の近くを避け、常に摂氏40度以下に保つようにすること。
- (2) ボンベは、絶対に横置きにしないこと。
- (3) ボンベは、倒れないよう固定し、人がみだりに近づかない安全な場所に置くこと。
- (4) ボンベは、1日の営業に必要な本数のみとすること。
- (5) 器具及びゴム製のホースは、LPガス専用のものを使用すること。
- (6) ゴム製のホースは、ガス漏れがないか点検し、古くなったもの及びひび割れのあ  
るものは使用しないこと。
- (7) ゴム製のホースは、適正な長さで取り付け、ゴム製のホースと火を使用する器具  
の取付部分は、ホースバンドで締め付けること。
- (8) ゴム製のホースは、2本以上接続しないこと。
- (9) 1本のボンベから2以上の機器に分岐してLPガスを供給しないこと。
- (10) LPガスは、空気より重いため、屋外であってもガス漏れには十分注意すること。

## カセットこんろ

- (1) カセットボンベの装着部分を覆う調理器具は、カセットボンベが過熱され、爆発  
するおそれがあるので使用しないこと。
- (2) カセットボンベは、正しく装着すること。
- (3) カセットボンベは、直射日光及び火気等の近くを避け、温度が上昇しないように  
保管すること。

## まき、炭等

- (1) 開設中は火気付近を常に整理整頓し、みだりにそばを離れないこと。
- (2) 終了後の残火及び取灰の後始末は完全に行い、取灰などをみだりに捨てないこと。

## 電気器具

- (1) たこ足配線を避け、電気配線の許容電流を守ること。
- (2) コンセントの接続部分及び電気配線に、照明器具等の荷重がかからないようにすること。
- (3) 電気器具、コンセント等を雨水等の水がかからないようにすること。

## 携帯発電機

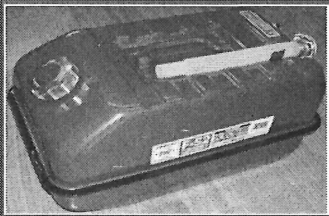
- (1) 事前に燃料を十分に給油し、露店等の開設後に、給油のしないようにすること。
- (2) 可燃性ガス又は蒸気が滞留するおそれのない場所で使用すること。
- (3) 安定した平らな場所で使用すること。
- (4) 雨などの水がかかる場所で使用しないこと。
- (5) 燃料漏れがないことを確認した後に使用すること。
- (6) 発電機の排気が、携行缶、ポンベ及び可燃性の物品に当たらないようにすること。
- (7) 携帯発電機を稼働したまま給油又は移動させないこと。
- (8) 燃料を補充する場合は、風通しが良く、周囲に人がいないこと及び火気の使用がないことなど安全を確認したうえで、給油すること。
- (9) 燃料を給油するときは、こぼさないように注意すること。
- (10) 燃料がこぼれたときは、きれいに拭き取り、乾かしてから使用すること。

## 危険物容器（携行缶）

- (1) ガソリンの保管は、必要最小限の量とすること。  
(指定数量の5分の1未満の必要最小限の量とすること)
- (2) ガソリンの携行缶は、消防法令に適合した容器を用いること。
- (3) 携行缶のキャップを開ける前には、圧力弁等を操作して圧力を抜くこと。
- (4) 携行缶は、直射日光及び火気等の近くを避け、温度が上昇しないように保管すること。

平成 25 年8月 15 日、京都府福知山市の花火大会会場で多数の死傷者を出す火災が発生しました。花火大会、夏祭り、秋祭り等の多数の観客等が参加する行事において火災が発生すると被害が甚大となるおそれがあります。特に、火気を使用する屋台等における防火安全対策が極めて重要であり、使用される火気の中でも、ガソリン等の危険物の貯蔵・取扱いについては細心の注意が必要です。

このことを踏まえ、佐倉市八街市酒々井町消防組合では、管内におきまして同様の事故を防止するため、多数の観客等が参加する行事の開催に際し、事前にイベント主催者及び露天商店舗等の関係者に対して、チラシの配布による注意喚起及び現地での巡回等による火災予防上の指導を実施しています。



発電機の給油に使用するガソリン携行缶の取扱い不注意による引火事故が発生しました。ガソリンは引火性・着火性の高い危険物です。給油の際は、必ず発電機を停止し、周囲に火気(タバコも含む)がないことを十分に確認のうえで行ってください。また、容器内の圧力が上昇している場合があるので蓋の開栓時には空気調整弁で内圧を下げるなど十分注意し、吹きこぼしのないようにしてください。

### 携行缶の取扱い上の注意点

- ❑ ガソリンは引火点が低く、静電気や電気火花等により容易に火災を起こす危険性があり、取り扱い方を誤ると大きな事故につながります。
- ❑ ガソリンは引火性、着火性の高い危険物です。発電機を掛けたまま給油を行うと、電気火花がガソリンに引火する危険があります。給油のときは周囲に火気がないことを十分確認のうえ、必ず発電機等を停止してください。
- ❑ 規定容量以上は入れないでください。
- ❑ 保管が必要な場合は、火の気がなく温度変化の少ない安全な場所に保管してください。直射日光が当たる場所、高温になる場所での保管は変形や破裂、また蓋の開栓時にはガソリン蒸気が勢いよく噴き出すこともあり、火災原因となるなど大変危険です。
- ❑ ガソリンの携行は専用の金属製携行缶(ガソリン携行缶)に限られ、ポリタンクなど他の容器の使用は禁止されています。
- ❑ 必ず携行缶取扱説明書を熟読して正しく使用してください。

### 火気器具を使用する際の留意事項

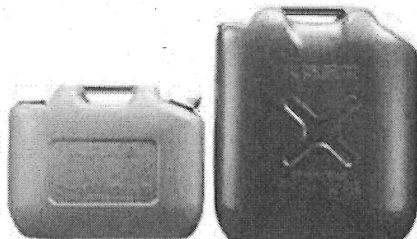
- ❑ 屋台等でガスこんろ等を使用する場合は、消火器を設置し、ガス漏れを防ぐため、ゴムホース等は器具との接続部分をホースバンド等で締め付けるとともに、適正な長さで取り付け、ひび割れ等の劣化がないか点検してください。また、プロパンガスポンペを使用する場合は、直射日光の当たらない通気性の良い場所に設置し、転倒しないよう鎖等で固定してください。

### ガソリン携行缶の詰め替え・運搬には十分ご注意ください

- ❑ ガソリンを入れる容器は、消防法令により一定の強度のある材質を使用することと、容量が制限されています。特に灯油用ポリエチレンかんにガソリンを入れることは非常に危険ですのでやめましょう。
- ❑ 乗用車等(荷台が一緒になったワンボックスカーを含む。)でガソリンを運搬する場合は、金属製容器(ガソリン携行缶)で22リットル以下に限られます。蓋をしっかりと閉め、上向きにして倒れないように固定して運搬してください。



○  
ガソリンの貯蔵に適した容  
器の例  
(金属製容器であることが  
必要)



×  
ガソリンの貯蔵に適さな  
い容器の例  
(樹脂製容器は火災危険  
性が高い)

